

一般社団法人口ーブンガバメント・コンソーシアム

会員及び会費規約

第1条（会員の種類）

1. 当法人の会員の種類は、正会員、準正会員、特別会員の3種とする。
 - (1) 正会員：オープンなスタンダードを支持し、オープンなクラウドの普及とその推進、及び高度IT人材育成支援のための具体的手段を擁している企業、団体又は個人
 - (2) 準正会員：オープンなスタンダードを支持し、オープンなクラウドの普及とその推進、及び高度IT人材育成支援のための具体的手段を擁しており、かつ設立後5年以内のベンチャー組織、又は当法人がその協力を必要として入会を求めた企業、団体又は個人
 - (3) 特別会員 当法人の目的に賛同し、別に定める特別会員入会申込書を提出する中央省庁、自治体、または非営利法人
2. 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における当法人の社員とする。

第2条（入会手続）

当法人への入会手続は、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

第3条（会費）

1. 当法人の会員は、定款第6条に基づき、会費を納入しなければならない。
2. 会費は年会費とし、毎年、当法人の事業年度の開始日より30日以内に納入するものとする。なお、事業年度の途中で新規入会した会員は、入会した日から30日以内に年会費を納入するものとする。
3. 年会費の額は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員：金60万円
 - (2) 準正会員：金10万円
 - (3) 特別会員：無料
4. 会費は、当法人の指定する銀行口座に振り込む方法で、納入するものとする。

第4条（退会及び資格喪失）

1. 会員が退会を希望するときには、別に定める退会届を提出することにより、退会する

ことができる。

2. 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 6か月以上会費を滞納したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 死亡しもしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第5条（除名）

会員が、当法人の名誉を毀損しもしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

第6条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

- 1. 退社、除名、資格喪失等により当法人の会員でなくなった場合、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2. 当法人は、会員が当法人の会員でなくなった場合、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

作成日 2019年4月25日

（会員及び会費規約の変更）

令和7年4月25日開催の総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

会員及び会費規約 第1条

会員及び会費規約 第3条

令和7年9月30日開催の臨時総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

会員及び会費規約 第1条

会員及び会費規約 第3条